

## [事案 23-192] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 4 月 25 日 裁定打切り

### <事案の概要>

申立契約は、自分が契約したものではない無断契約であるとして、既払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 7 年 6 月、平成 11 年 7 月、平成 16 年 6 月に契約した保険が 3 件存在するが、申込書に記載された住所、電話番号および筆跡は自分のものではない。また、契約時点で保険会社からの通知は一切なく、保険証券も受け取っていない。よって本契約は、自分が契約したものではなく、無断契約であることから、既払込保険料を返還してほしい。

### <保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1) 募集人によれば、申立契約については、申立人である契約者の加入同意を得て、署名押印いただいております、募集行為は正当に行われている。
- (2) 保険料については、申立人が管理している預金口座から引き落としされており、申立人においても当該保険契約を了知されていたと考える。
- (3) 申立人と募集人は夫婦関係にあり、転居を経たのち別居生活となるも、申立人は両方の自宅を行き来していたとのことであり、契約時の申立人の住所、電話番号に相違ない。
- (4) 募集人によると、保険証券については基本的にすべて申立人が管理しており、家族契約のため募集人経由となった保険証券についてもすべて申立人に渡しているとのことである。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された書面等の内容に基づき審理したが、本件は、無断契約であり、契約は無効との主張であることから、まず、申込書等の手続き書類の署名が申立人のものであるか否かを認定しなければならず、加えて、署名が申立人の自署ではない場合には、誰がこれをなしたのか、その行為者に署名代行権が存在したのか否かを判断しなければならない。

また、本件では、申立人の意思に基づくものであるか否かにつき当事者の主張が相反しており、これを認定するには筆跡の鑑定や、保険料の銀行引き落としに使用した印鑑の管理、口座の管理が誰によりなされていたか等、種々の事実関係を明らかにしなければならない。

そして、本件の募集人は申立人の妻であることから、申立人と妻との関係等の家庭内の事情も影響するため、本件を判断する為には厳密な証拠調べが必要となる。

しかしながら、当審査会は裁判外紛争解決機関であり、調査や鑑定の手続き、当事者以外の者に対する尋問や、当事者の反対尋問等の厳密な証拠調べ手続きを有しないことから、本件を適正に判断するためには裁判手続きによることが妥当であると判断し、指定(外国)

生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第32条第1項3号により、裁定手続を打ち切ることにした。